

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年12月12日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第54号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項を次のように改める。

2 前項第1号から第5号までに掲げる債券を入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該債券が次の各号に掲げる債券であるときは、当該各号に掲げる方法をもって債券の提供に代えさせることができる。

- (1) 国債ニ関スル法律又は社債等登録法の規定に基づき登録された債券 当該債券を質権の目的として登録させ、その登録済通知書又は登録済証の提出を受けること。
- (2) 社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる債券 当該債券を質権の目的としたことにつき、本市がその社債等（同法第2条第1項に規定する社債等をいう。）の振替を行うための口座における質権欄（同法第68条第3項第4号又は第91条第3項第4号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。）に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けること。

第9条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、第7条の2第2項の規定により債券の提供に代えて提供させた担保の落札者の決定後の解除の手続については、別に定める。

第32条の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条本文中「または」を「又は」

に、「還付する」を「にこれを還付する」に改め、同条ただし書中「間」を「間は、」に、「または」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第29条の2第2項において準用する第7条の2第2項の規定により債券の提供に代えて提供させた担保の契約の履行後の解除の手続については、別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理財局財務部調度課)